# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	大口町 子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正 予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関 する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び 住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報 ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプラ イバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置 を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護を取り組んでいることを 宣言する。

### 特記事項

- ・大口町は、「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務」を行うため「臨時給付金システム」を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワード・生体認証により、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。

## 評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

### 公表日

令和5年3月31日

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に 関する事務						
②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務を行う。						
③システムの名称	臨時給付金システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム						
2. 特定個人情報ファイル名	2. 特定個人情報ファイル名						
1. 申請者情報ファイル 2. 対	象者情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)、番号法第9条第1項及び別表第一第100の項						
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号) [情報照会] 番号法第19条第8号、番号法別表第二の121項 [情報提供] 情報提供しない						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	大口町健康福祉部こども課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求						
請求先	大口町総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地						

大口町健康福祉部こども課 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	4年1月4日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	4年1月4日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価	5書 ]		2) 基礎	肢> 項目評価書 項目評価書及び重点項! 項目評価書及び全項目詞	目評価書 評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 3) 課題	力を入れている である が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム		[ 〇 ]提供•	移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	2) 十分	力を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない		ない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 3) 課題	力を入れている である が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	2) 十分	力を入れている			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分	力を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分	肢> 力を入れて行っている に行っている に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部福祉こども課	大口町健康福祉部こども課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部福祉こども課	大口町健康福祉部こども課	事前	